

宝塚市個人情報保護に関する法律の
施行に関する条例の解釈及び運用

令和5年4月
宝塚市

目 次

第1条	趣旨	-----	2
第2条	用語	-----	2
第3条	条例要配慮個人情報	-----	2
第4条	開示請求に係る手数料	-----	3
第5条	開示決定等の期限	-----	4
第6条	開示決定等の期限の特例	-----	5
第7条	審査会への諮問	-----	6
第8条	審査会の調査権限	-----	8
第9条	意見の陳述等	-----	9
第10条	提出資料の写しの送付等	-----	10
第11条	審査会における審議手続の非公開	-----	11
第12条	答申書の送付等	-----	11
第13条	審査会の一般的権限等	-----	11
第14条	行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料	-----	12
第15条	宝塚市個人情報保護・情報公開審議会への諮問	-----	13
第16条	財産区が保有する個人情報の取扱い	-----	15
第17条	運用状況の公表	-----	15
第18条	委任	-----	15
第19条	罰則	-----	15

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3法を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護の取扱いについても、統合後の法律の中で全国的な共通ルールを設定し、民間と行政機関や、地方公共団体の間でのルールの違いによる不均衡や不整合を是正するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定された。

同法の施行に伴う個人情報保護法の改正により、各地方公共団体が保有する個人情報の取扱いや開示請求等については個人情報保護法に規定されることとなり、それらを規定していた各地方公共団体の条例は廃止されることとなった。

他方、開示決定等や行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の徴収などの条例で定めるべき事項等については条例で定めることとされたことから、それらの法の施行に関し必要な事項を本条例で定めるものである。

【運用】

上述のとおり、行政機関が保有する個人情報の取扱いについては個人情報保護法に規定されることとなったため、同法に規定される内容の解釈や運用については、個人情報保護委員会が作成した「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を確認されたい（別紙添付）。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

【趣旨】

本条は、本条例で使用する用語の定義について、個人情報保護法及び同法施行令における定義と同様とすることを定めたものである。

(条例要配慮個人情報)

第3条 法第60条第5項の条例で定める記述等は、宝塚市男女共同参画推進条例（平成14年条例第39号）第2条第4号に規定する性自認及び同条第5号に規定する性的指向を内容とする記述等とする。

【趣旨】

本条は、条例要配慮個人情報に含まれる記述等の内容を規定するものである。

【解釈】

個人情報保護法第2条第3項に規定する「要配慮個人情報」とは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮

を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」をいう。要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏洩が発生した場合等には、個人情報保護委員会に報告しなければならないとされている。

他方、「条例要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第60条第5項において「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報」と定義されている。これは、地方公共団体についても上述の要配慮個人情報に関する規定が適用されるが、要配慮個人情報とは別に上記の記述等を定めることができるとするものである。

通常、保有個人情報の漏洩については100件を超える場合に個人情報保護委員会へ報告しなければならないとされているところ、条例要配慮個人情報については1件でも漏洩すれば同委員会への報告対象となるほか、個人情報ファイル簿に条例要配慮個人情報が含まれる場合にはその旨を記載しなければならないとされており、より厳格な規律による運用を行う。

本市では他市に先駆けてパートナーシップの宣誓制度等の取組を行っており、性自認及び性的指向を内容とする記述等の取扱いに慎重を期すことで、当事者の方が安心して制度を利用できるよう、当該記述等を含む個人情報を条例要配慮個人情報とするものである。

（開示請求に係る手数料）

第4条 法第76条の規定による実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。以下同じ。）に対する保有個人情報の開示の請求に係る法第89条第2項の条例で定める手数料の額は、当該開示に係る実費を勘案して規則で定める額とする。

【趣旨】

本条は、保有個人情報の開示請求に係る手数料の額について定めたものである。

【解釈】

- 1 保有個人情報の開示請求に係る手数料の額は、当該開示に係る実費相当額とし、宝塚市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年規則第10号。以下「施行細則」という。）で定める。
- 2 閲覧又は視聴により開示を行う場合、手数料は無料とする。保有個人情報が記録された文書・図画、電磁的記録の写しの交付により開示を行う場合、手数料は、①複写物の作成に要する費用、②複写物の作成の委託に要する費用、③複写物の送付に要する費用の合計額とする（施行細則第30条第1項）。
- 3 保有個人情報が記録された文書や図画の複写物の交付は、手数料の納付が確認できた後に、行うものとする（施行細則第27条第5項）。
- 4 手数料の額の規定

手数料の額は、施行細則別表（第30条関係）のとおりである。

別表（第30条関係）

区分	写しの交付方法	金額
文書又は	電子複写機による複写物の交付	A3判以下（白黒） 1枚 10円（両面に

図画		複写したものにあっては、20円)
		A3判以下(カラー) 1枚 50円(両面に複写したものにあっては、100円)
	点字翻訳その他の方法による複写物の交付	複写物の作成に要する実費に相当する額
電磁的記録	用紙に出力したものの交付	A3判以下(白黒) 1枚 10円(両面に複写したものにあっては、20円)
		A3判以下(カラー) 1枚 50円(両面に複写したものにあっては、100円)
	日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに複写したものの交付	1枚につき100円
	その他の方法による複写物の交付	複写物の作成に要する実費に相当する額

(開示決定等の期限)

第5条 実施機関による開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等を行うべき期限及び延長可能な期間を定めるものである。

【解釈】

1 第1項

開示請求に対する決定の期限としては、個人情報保護法においては開示請求のあった日から30日以内としているが、旧条例においては情報公開条例とも整合を図り、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内として運用してきたところであり、開示請求者の便益も考慮し、旧条例での取扱いどおりとしている。

なお、当該期限は、実施機関における保有個人情報の特定や開示・不開示の決定を行うために設けられている期間であるが、保有個人情報の特定や開示等の決定が特に困難な事情がなければ、この期限にかかわらずできるだけ速やかに決定等行わなければならない。

ただし、実施機関が個人情報保護法第77条第3項の規定により補正を求め、開示

請求者が補正をした開示請求書を実施機関に提出するまでの期間は、当該決定のための期間には含まれない。

2 第2項

本項は、実施機関における決定等が第1項に規定する14日以内に行うことが困難な場合、30日以内の延長（開示請求の翌日から最大44日となる。）を行うことを認め、実施機関に対して、請求者への通知を義務付けたものである。

その場合、実施機関において、事務処理上困難であることや、その他正当な理由があることが必要である。

（開示決定等の期限の特例）

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

【趣旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であった場合の開示決定等の期限の特例を定めるものである。

【解釈】

- 1 大量請求については、開示請求の目的が適正なものでない場合は、拒否等の決定を行うことが可能であるが、その目的が適正である限り、実施機関は、保有個人情報を特定し、開示不開示の判断を行わなければならないことから、請求目的が適正な開示請求であっても、実施機関の事務が停滞するような過度の負担を強いることとなる開示請求に関しては、当該保有個人情報のうちの相当の部分について44日以内に決定等を行えばよいとするものである。また、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等を行うことができるものである。
- 2 「開示請求に係る保有個人情報が著しく大量である」とは、一概に請求対象の保有個人情報の量などからは決めにくいのが、実施機関の執行体制や業務の繁忙期などの状況から総合的に判断される。
- 3 「相当の部分」とは、通常44日以内に実施機関が開示決定等を行うことができる分量のことである。
- 4 「相当の期間」とは、残りの保有個人情報について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。
- 5 本条が適用されるケースは例外的な場合であるが、実施機関は、補正に要した期間を除いて開示請求があった日の翌日から14日以内に、開示請求者に対し、「保有個人情報開示決定等の期限の特例規定適用通知書」により通知をすることを義務付けられている。

(審査会への諮問)

第7条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）第1条に規定する宝塚市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査請求に対する裁決に当たり、審査会に諮問することとし、裁決に当たりその答申を尊重する旨を明確にし、①処分に関与しない者が審理することにより公正性を確保する、②第三者機関による検証を行うことでその後の裁決の客観性・公正性を高める、という行政不服審査法の趣旨を実現しようとするものである。

【解釈】

1 「審査請求」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者が、当該行政庁又はその上級行政庁に対し不服を申し立て、処分等の違法又は不当を審査させ、もって違法又は不当な処分等の是正を求める手続である。

保有個人情報の開示請求等に対し実施機関（処分庁）が行う決定は、行政庁の処分に当たるため、非開示決定等を受けた者などで決定に不服のある者は、行政不服審査法の規定に基づき審査請求による救済を求めることができる。

2 実施機関（審査庁）は、審査請求があった場合には、行政不服審査法の定めるところにより審査請求の審理を行うことになるが、当該審査請求に対する裁決を行うに当たっては、あらかじめ宝塚市個人情報保護・情報公開審査会に諮問し、その意見を尊重するものとする。

3 個人情報保護法第105条第1項各号に規定する実施機関（審査庁）が審査会の意見を聴く必要のない場合は、以下のとおりである。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

上記(1)について、「不適法であるとき」とは、当該審査請求が行政不服審査法の定める期間内になされなかったときなどをいう。当事者適格など、不適法であるかどうかを形式的に判断することが困難である場合は、審査会に諮問するものとする。

上記(2)～(4)について、実施機関（審査庁）が請求者の審査請求に理由があると判断し、保有個人情報の全部開示決定等をするときは、審査会への諮問を経ずに当該裁決を行うことができる。ただし、開示決定については、第三者から反対意見書が出されている場合に、全部開示決定を行うことは、当該第三者の利益を害するので、諮問を要する。

諮問をした実施機関（審査庁）は、個人情報保護法第105条第2項の規定により審査請求人等に諮問をした旨を通知しなければならない。同項に規定する通知をしなければ

ばならない者の範囲は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人及び行政不服審査法第13条第4項の規定により参加人となった者
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者
- (3) 反対意見書を提出した第三者がある場合の当該第三者

【運用】

1 審査請求の窓口

審査請求書の受領については、本来、実施機関（審査庁）が行うものであるが、審査請求人の利便及び統一的運用を図る必要があることから、実施機関が市長以外である場合は、審査会事務局担当において受領し、控えを保管し、正本を実施機関（審査庁）に送付する。

2 審査請求書の受領事務

- (1) 実施機関（処分庁）の処分等に関する審査請求は、行政不服審査法第19条の規定により、他の法律又は条例に口頭であることができる旨の定めがある場合を除いて書面によることを要する。

審査請求人が口頭で審査請求をしようとするときは、行政不服審査法第20条の規定により、陳述内容を録取し、陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させることを要する。

- (2) 処分についての審査請求書については、次に掲げる事項の記載があるか確認する。

- ア 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- イ 審査請求に係る処分の内容
- ウ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- エ 審査請求の趣旨及び理由
- オ 処分庁の教示の有無及びその内容
- カ 審査請求の年月日

- (3) 審査請求書の記載内容及び添付書類について不備又は不足があるため、当該審査請求が不適法である場合は、その補正を求める。

3 実施機関（審査庁）は、審査請求書又は審査請求録取書の写しの送付を受けたときは、審査会に諮問するまでに、①審査請求人等に対する弁明書の送付し、②審査請求人等からの反論書又は意見書（以下「反論書等」という。）の提出を求める必要がある。

(1) 弁明書

開示決定等を行った処分庁である処分担当課において弁明書を作成する。

弁明書には、処分の内容及び理由を記載しなければならない。

(2) 反論書等

弁明書を審査請求人及び参加人に送付するのに併せて、審査請求人及び参加人に対して期限を定めて反論書又は意見書の提出を求めることとする。

期限内に提出されない場合は、審査会に対する諮問手続を進める。

4 審査会に対する諮問手続

- (1) 審査会に対する諮問は、実施機関（審査庁）が行う。
- (2) 審査会に対する諮問は、次の資料を諮問書に添付して行う。

- ア 審査請求書及び審査請求書に添付された書類の写し
- イ 保有個人情報開示等請求書の写し
- ウ 当該審査請求に係る決定通知書の写し

- エ 弁明書の写し
- オ 反論書等の写し
- カ その他必要な資料

(3) 実施機関（処分庁）は、審査会に対して、非開示等理由の説明を行う。

5 審査会の運営

審査会は、執行機関の附属機関設置に関する条例第1条の規定に基づき設置された附属機関であり、その組織及び運営に関して必要な事項は、個人情報保護・情報公開審査会規則の定めるところによる。

（審査会の調査権限）

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審査会が、審査を行うについて必要とする調査権限を定めたものである。

【解釈】

1 第1項

審査会が、実施機関（処分庁）の開示決定等の適法性、妥当性を判断するについて、対象文書を実際に見て行うことが、争点を把握し、結論を導くために必要であることから、インカメラの権限を付与したものである。

2 第2項

審査会が公文書を実際に見ないことにより生ずる判断の困難性等の不利益と実施機関の公文書を提出することによる行政上の支障を勘案した上で、審査会が必要性を認め、提出を求めたときは、実施機関（処分庁）は提出を拒むことはできない。

3 第3項

対象文書が、大量又は複雑である場合、審査会は、簡易・迅速な審査のために、実施機関（処分庁）にその内容について整理した資料の提出を求めることができる。

4 第4項

審査会は、判断を行うについて必要な場合に、第1項又は第3項の権限のほか、第4項に掲げる権限を行使することができるものである。

(意見の陳述等)

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査会の適切な判断に資するとともに、審査請求人等の権利利益を保護するために、審査請求人等に意見陳述権や意見書の提出権を認めたものである。

【解釈】

1 第1項

本項は、審査請求人等に審査会で意見陳述を行う機会を保障したものである。

なお、行政不服審査法第31条に同様の規定があるが、同条は審査庁に対して意見陳述ができるとの規定であり、審査会に対してのものではない。

2 第2項

本項は、審査請求人等に保佐人とともに出頭することを認めた規定である。保佐人の典型例は、言語障害者や外国人の通訳や、会計・経理・技術等の専門知識をもって事業者などの陳述を助けるものであるが、保佐人であるために特別な資格等が必要なわけではないため、審査請求人等の親族・友人等、意見陳述を円滑に行えるように援助しうる者を広く含むものと解して差し支えない。

2 第3項

本項は、審査請求人等に審査請求書を補充する意見書や資料の提出権を認めたものである。

【運用】

1 口頭意見陳述の必要がないと認める場合

審査請求は、基本的に書面審理主義によるが、審査請求人及び参加人に口頭で意見を述べる機会を与えることにより、その権利利益の救済が十分に行われるようにする、という行政不服審査法の趣旨を踏まえ、口頭意見陳述を行わない、という判断を行うに当たっては、特に慎重な判断を要する。

処分性、審査請求適格のように、審査請求の適法要件であっても、本案の審理と関わるような論点については、口頭で意見を述べる機会を保障する必要がある。

2 口頭意見陳述期日における議事進行

審査請求手続における審理を充実させ、審査請求人及び参加人の権利利益の救済を図る、という行政不服審査法の趣旨を踏まえ、同法第31条第2項の規定と同様、全ての審理関係人を招集して行うこととする。

また、審査会の許可を得て、実施機関（処分庁）等に対する質問権の行使も認めることとする。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第8条第3項の規定による資料の提出、同条第4項若しくは前条第3項の規定による意見書若しくは資料の提出又は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの意見書、資料又は主張書面（以下「意見書等」という。）の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を意見書等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書等の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

本条は、審査会に提出された意見書又は資料等を審査請求人等が知ることにより、審査会の判断の基礎となる事実を把握することを可能ならしめるとともに、それらの意見書等に対する反論の機会を審査請求人等に保障しようとするものである。

【解釈】

1 第1項及び第2項

「第三者の利益を害するおそれ」とは、第三者のプライバシーを侵害したり、法人の企業秘密を露見させる場合をいう。

「その他正当な理由があるとき」とは、実施機関（処分庁）からの提出資料そのものが行政上の秘密に当たる場合や、閲覧請求が権利濫用に当たる場合などが考えられる。

2 第2項

審査請求人等に対し、意見書等の閲覧を権利として認めるものである。

3 第4項

閲覧の日時及び場所を指定する権限を審査会に与えたものである。

【運用】

1 意見書等の受領に際し、第三者の利益を害するおそれ、その他正当な理由が認められるかどうか、提出者に確認することとする。

2 意見書等の閲覧を権利として認めている。意見書等の送付規定を設けているため、運用上は想定し難いが、複写を求められたら、審査会の審査事務に支障がない限り、応じるものとする。複写に要する実費の範囲内で定める手数料については、条例で規定していないため、徴収しない。

3 「第三者の利益を害するおそれ」が文書の全体ではなく一部分である場合は、そ

の他の部分の閲覧を拒むことはできない。

- 4 審査会は、閲覧の日時及び場所の指定に当たっては、審査請求人の権利利益を害することのないよう意を用いなければならない。

(審査会における審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う審議の手続は、公開しない。

【趣旨】

本条は、審査会が、不開示決定等がなされた保有個人情報又はその部分をインカメラにより審議するので、その手続を非公開で行う旨を明文化したものである。

【解釈】

個人情報保護の開示決定等に関する審査請求を審査する審査会は、保有個人情報が含まれる公文書を実際に見て判断を下し、また、審議過程で個別具体的な個人情報や法人等情報、行政上の情報を取り扱うこととなるため、非公開を原則としたものである。

【運用】

手続のうち、審査請求人等の陳述の機会を、陳述人の要請があった場合に審査会が必要と認める者には傍聴させることができる。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

【趣旨】

審査会が諮問に対する答申をしたときの、取扱いについて定めるものである。

(審査会の一般的権限等)

第13条 審査会は、審議を通じて必要があると認めるときは、個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

2 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【趣旨】

本条は、第8条から前条に掲げるもののほか、審査会について必要な事項を定めたものである。

【解釈】

- 1 第15条第1項に規定するとおり、個人情報の適正な取扱いについて審議するための機関として、宝塚市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）が設置されているが、審査会が、個別具体的な審査請求の審査を通じて、実施機関における実務上の対応について、改善すべき点等を発見・認識した場合は、実施機関に対して、意見を述べることを認めたものである。

ただし、個人情報保護法の解釈基準を含む、個人情報保護制度全般の運用基準など個人情報保護委員会の権限に属する事項について意見を述べることはできないので、旧条例と異なりその点は留意する必要がある。

- 2 審査会の委員は、「執行機関の附属機関設置に関する条例」の規定に基づき、市長

が任命する。したがって、特別職の公務員であるので、地方公務員法第34条第1項の規定による守秘義務が課せられていない。審査会委員は、不開示とされた部分を実際に見て、判断を行うため、不開示とされた部分を漏らすことを守秘義務違反として禁じたものである。この規定に対する罰則規定として、この規定に違反して職務上知り得た秘密を漏らした場合は、第19条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第14条 法第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を実施機関と締結する者が納めるべき法第119条第3項の手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第118条第2項の規定において準用する法第115条の規定により、既に作成された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供するため、当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を実施機関と締結する者が納めるべき法第119条第4項の手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納めるべき手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

【趣旨】

本条は、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額を定めるものである。

なお、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体については、後述の行政機関等匿名加工情報の提案の募集は、当分の間、任意とされているため、本条の規定は、本条例の公布の日（令和4年12月26日）から起算して3年を越えない範囲内において規則で定める日から施行するものとしている。

【解釈】

1 「行政機関等匿名加工情報」とは、行政機関等が保有する個人情報特定の個人が識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報である。この加工については、氏名のような特定の個人を識別することができる記述等や個人識別符号を削除することといった基準が設けられている。行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者による新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現が期待されており、行政機関の長等は、事業者からの行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案を募集するものとされている。提案が法定の審査基準に適合する場合は、当該事業者と行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。詳細は、個人情報保護法第5章第5節を参照されたい。

手数料の額は、政令で定める額を標準として、①21,000円、②行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円、③行政

機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に受託者に対して支払う額の合計額としている。

- 2 ある事業者の提案を受けて行政機関等匿名加工情報を作成した場合、作成された行政機関等匿名加工情報の概要等は個人情報ファイル簿で公表されるため、公表された情報を見て、別の事業者が他の目的で当該行政機関等匿名加工情報を利用する事業の提案を行うことができる。この場合には、新たに行政機関等匿名加工情報を作成する必要はないが、当該行政機関等匿名加工情報の作成に要した手数料額を徴収しないと、後から提案をした者はその部分についてフリーライドすることができる。そうすると、最初に契約を締結するインセンティブが低下するおそれがあり、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するという立法目的を阻害しかねない。そのため、既に作成された行政機関等匿名加工情報を利用しようとする場合の手数料についても、政令に準拠し、最初に契約を行った者と同額とするものである（第2項第1号）。

また、既に行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約をした者が、別の利用目的での利用を希望する場合や当初の利用期間を越えて利用を希望する場合には、政令で定める額を標準として、手数料額を12,600円とするものである（第2項第2号）。

（宝塚市個人情報保護・情報公開審議会への諮問）

第15条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、執行機関の附属機関設置に関する条例第1条に規定する宝塚市個人情報保護・情報公開審議会（次項において「審議会」という。）に諮問することができる。

2 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【趣旨】

本条は、個人情報の適正な取扱いを確保するため特に必要であると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる旨を定めたものである。

旧条例では、センシティブ情報を収集する場合や、オンライン結合を実施する場合など、審議会への諮問を要件とする規定が置かれていたが、改正後の個人情報保護法の下での個人情報保護委員会の解釈では、「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めることは許容されない」と示されている。

しかし、個別の案件について審議会へ意見を聴取することは、①例外的要件の該当性と安全管理措置を客観的に確認する、②当該案件が必要な手続を経た正当なものであることを公にする、③当該案件を市民に公表し透明性を確保するなどの点で重要な手続であるから、サイバーセキュリティ対策などの安全管理措置に関する事項や、行政機関等匿名加工情報の運用などデータ活用に関する事項について、適宜審議会への意見聴取を行いながら、個人情報の適正な取扱いの確保を図っていくべきである。

【解釈】

1 保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる場合などにおいて、個人情報の適正な取扱いを確保するため、審議会に諮問し、その意見を聴くことができるとしたものである。

2 審議会に関する事務処理

審議会における審議調査に関し必要な事務は、諮問を行った実施機関が行うものであるが、一般的な事務処理は、総務部総務課において一元的に行うものとする。

3 審議会の運営

審議会は、執行機関の附属機関設置に関する条例第1条の規定に基づき設置された附属機関であり、その組織及び運営に関して必要な事項は、「宝塚市個人情報保護・情報公開審議会規則」の定めるところによる。審議会の所掌事務は、次のとおりである。また、以下の各号に掲げるもののほか、審議会は、実施機関による個人情報保護制度及び情報公開制度の運用に関し必要があると認める事項について、実施機関からの報告を受け、当該事項に関して意見の具申を行うことができる。

(1) 個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の改廃に関すること。

軽易な改正内容を除き、条例の改廃を行う際に意見を聴くことができる。

(2) 安全管理措置（(4)及び(6)に掲げるものを除く。）に関すること。

個人情報の保護に関する法律施行細則などで定める個人情報の安全管理措置について、変更等を行う際は意見を聴くことができる。

(3) 行政機関等匿名加工情報の募集提案に係る審査基準に関すること。

市が定める審査基準の適否について、意見を聴くことができる。

(4) サイバーセキュリティの水準の確保に関すること。

新しい情報技術の活用による個人情報の管理手法が生じるなど、情報システムにおいて個人情報を取り扱うに当たって、専門的な知見から審議会の意見を聴くことができる。

(5) 保有個人情報の外部提供をした場合に本人への通知を行わないこと。

外部提供を行ったときは、原則として本人通知が必要だが、案件の性質によっては、実施機関の判断で通知しないことも可能である。この判断が難しい場合に、審議会の意見を聴くことができる。

(6) 宝塚市住民基本台帳ネットワークシステム運用規程の重要事項

住基ネットのセキュリティ対策の見直しなどに関する事項のうち重要と認められるものについて、意見を聴くことができる。

(7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると実施機関が認めること。

(8) 評価書に関する事項

特定個人情報保護評価書（全項目評価）の作成を行う際は、個人情報保護委員会に提出する前に審議会の意見を聴くことができる。

4 臨時委員の委嘱

実施機関が諮問した個別案件を調査審議する上で、高度な専門性を有する人材の意見が必要である場合（主にサイバーセキュリティの水準の確保に関する事項を想定）に、臨時委員を置くことができる。

(財産区が保有する個人情報の取扱い)

第16条 市域内にある財産区が保有する個人情報について、法の施行に関し必要な事項は、この条例の規定の例による。

【趣旨】

特別地方公共団体である財産区の保有する個人情報については、個人情報保護法の行政機関の個人情報の取扱い等に係る規定が適用される所、法の施行に関し必要な事項についてはこの条例の規定の例によることとしたものである。

(運用状況の公表)

第17条 市長は、実施機関における法に基づく運用状況を取りまとめ、年1回公表するものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の運用状況の公表について定めたものである。

【解釈】

- 1 各実施機関の制度の運用状況を市長が取りまとめ、「広報たからづか」により、年1回公表する。
- 2 公表の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 請求件数及び処理内訳
 - (2) 審査請求件数及び決定内訳

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項を定める権限を各実施機関に委任することを定めたものである。

(罰則)

第19条 第13条第2項又は第15条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、審議会又は審査会の委員が第13条第2項又は第15条第2項の規定に違反して、秘密を漏洩することを処罰するものである。

【解釈】

審議会又は審査会の委員に対する罰則に関しては、当該委員は非常勤の特別職の職員に属し、地方公務員法の適用がなく守秘義務及びその違反に対する罰則が適用されないため、審議会又は審査会はともにセンシティブな個人情報も含め、大量の個人情報に接する可能性があることから、当該委員に対しても守秘義務を課したものである。

本条は、「情報公開・個人情報保護審査会設置法」の規定に倣い、秘密漏えい罪を設けるものである。法定刑についても同法と同様としている。